

公益財団法人宮崎県スポーツ協会慶弔に関する取扱

1 対象者及び慶弔等の取扱

対象者	取 扱		
	対象者が体育功労にか かる叙勲、褒章を受 章	対象者が死亡	対象者が3ヶ月 以上病気療養
①本会の役員	祝 電	香典 1万円 花輪 1万円 弔電	見舞金5,000円 又は同等の見舞品
②本会の役員の配偶者		香典1万円、弔電	弔 電
③本会の元役員			
④宮崎県スポーツ少年団 の常任委員			
⑤宮崎県スポーツ指導者 協議会の理事			
⑥宮崎県スポーツ医・科学 委員会の理事			
⑦専門委員会等の委員			
⑧加盟団体の会長			
⑨加盟団体の副会長、理事 長、事務局長又はこれに かわる役職の者			
⑩上記の他、会長が特に必要と認める場合			

*本会の役員とは、名誉会長等、評議員、会長、副会長、専務理事、理事、監事をいう。
*会長が特に必要と認める場合とは、事務局職員又は関係機関団体の関係者の慶弔とし、
上記の取扱に準じて行う。

2 この取扱は、平成24年4月1日から施行する。
令和2年4月1日 一部改正